

香川労働局発表
平成 28 年 9 月 29 日

担 当	香川労働局労働基準部 健康安全課
	健康安全課長 新川 裕 司 主任衛生専門官 中山 智 【電話】 087-811-8920 【夜間】 087-811-8926(呼) H P : http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

ストレスチェック制度 実施は約 3 割にとどまる

香川労働局(局長 ^{つじ}辻 ^{ともゆき}知之)では、昨年(2016年)の12月1日に施行された「ストレスチェック制度」の実施について、今年(2017年)8月に、実施の義務がある県下の50人以上規模の事業場1,079(対象事業場)に対し自主点検を実施し、約7割にあたる760事業場からの回答があり、その結果を以下のとおり取りまとめました。

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| (1) ストレスチェックの実施状況 (グラフ1参照) | |
| ・今年8月末までに既に実施済 | 330 事業場 (30.6%) |
| ・今年11月30日までに実施見込み | 395 事業場 (36.6%) |
| ・実施の予定なし | 35 事業場 (3.2%) |
| ・自主点検未提出 | 319 事業場 (29.6%) |
| (2) 業種別の実施状況 (グラフ2参照) | |
| 取組みが進んでいる業種 | 建設業、金融・広告業など |
| 取組みがやや遅れている業種 | 接客娯楽業、清掃・と畜業など |
| (3) 実施の予定がないとした理由 (グラフ3参照) (35件) | |
| ・費用がかかる | (7件) |
| ・ストレスチェックの具体的なやり方がわからない | (6件) |
| ・産業医の協力が得られない | (5件) |
| (4) ストレスチェックの実施者について (グラフ4、5参照) | |
| ・自社で選任している産業医 | 438 事業場 (57.6%) |
| ・外部機関に委託 | 281 事業場 (37.0%) |
| ・未定、未実施 | 41 事業場 (5.4%) |

香川労働局では、これらの自主点検結果を受け、県下の労働基準監督署を通じて、あらゆる機会を通じてストレスチェック制度の周知を図り、制度の導入定着を図ることとしています。

ストレスチェック制度自主点検の実施について

実施対象	香川県内所在の 50 人以上規模事業場 1079 事業場
実施時期	平成 28 年 8 月（回答期日 9 月 2 日）
実施方法	自主点検票を郵送し、F A X、郵便により回収
回収率	提出 760 事業場 回収率 70.4%
実施結果	別添のストレスチェック制度自主点検結果（グラフ）参照

ストレスチェック制度について

ストレスチェック制度とは、以下の一連の取組み全体をいう。業種を問わず 50 人以上規模事業場に法令で実施が義務付けられる。

- ・調査票を用いて行う労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（いわゆるストレスチェック）1 年以内ごとに定期に実施。
- ・検査の結果に基づく医師による面接指導
- ・面接指導に基づく就業上の措置
- ・分析結果等に基づく職場環境改善

実施者について

実施者とは、医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を終了した看護師若しくは精神保健福祉士であってストレスチェックを実施する者

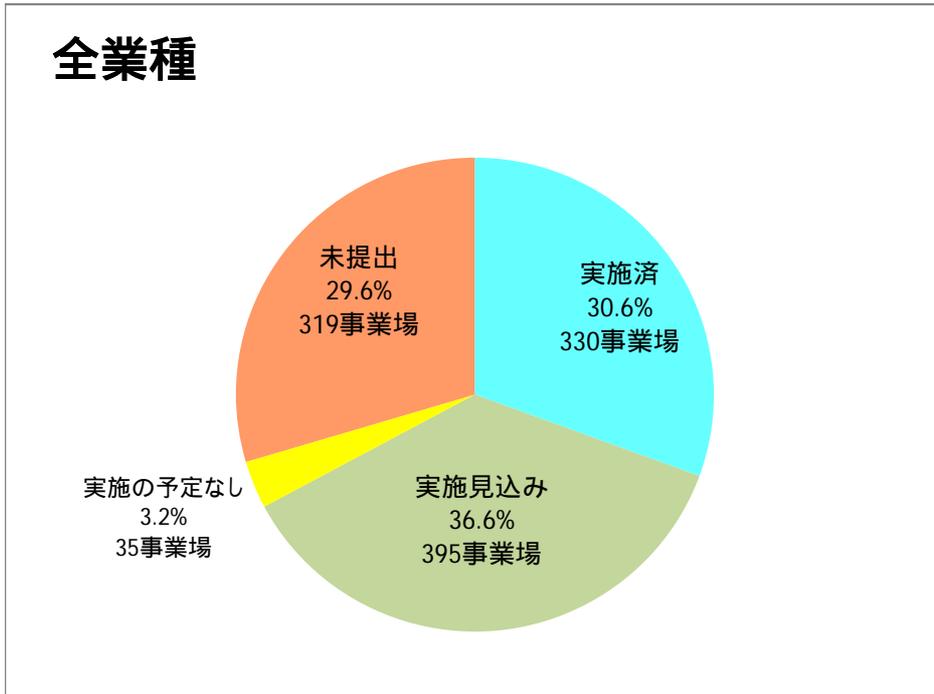
法令、施行について

労働安全衛生法第 66 条の 10 に規定 平成 27 年 12 月 1 日施行

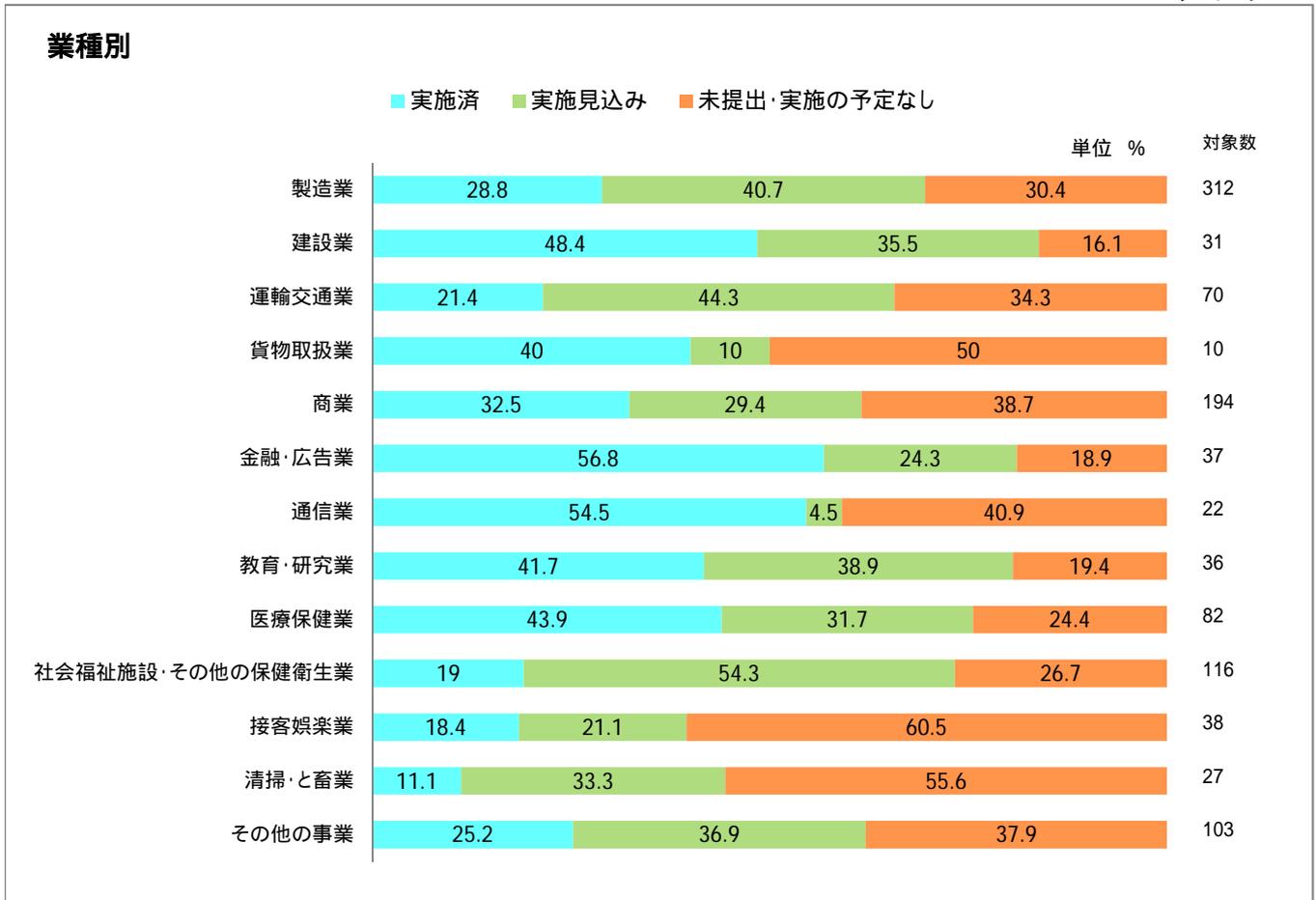
ストレスチェック制度 自主点検結果

1. ストレスチェック制度の実施状況

グラフ1

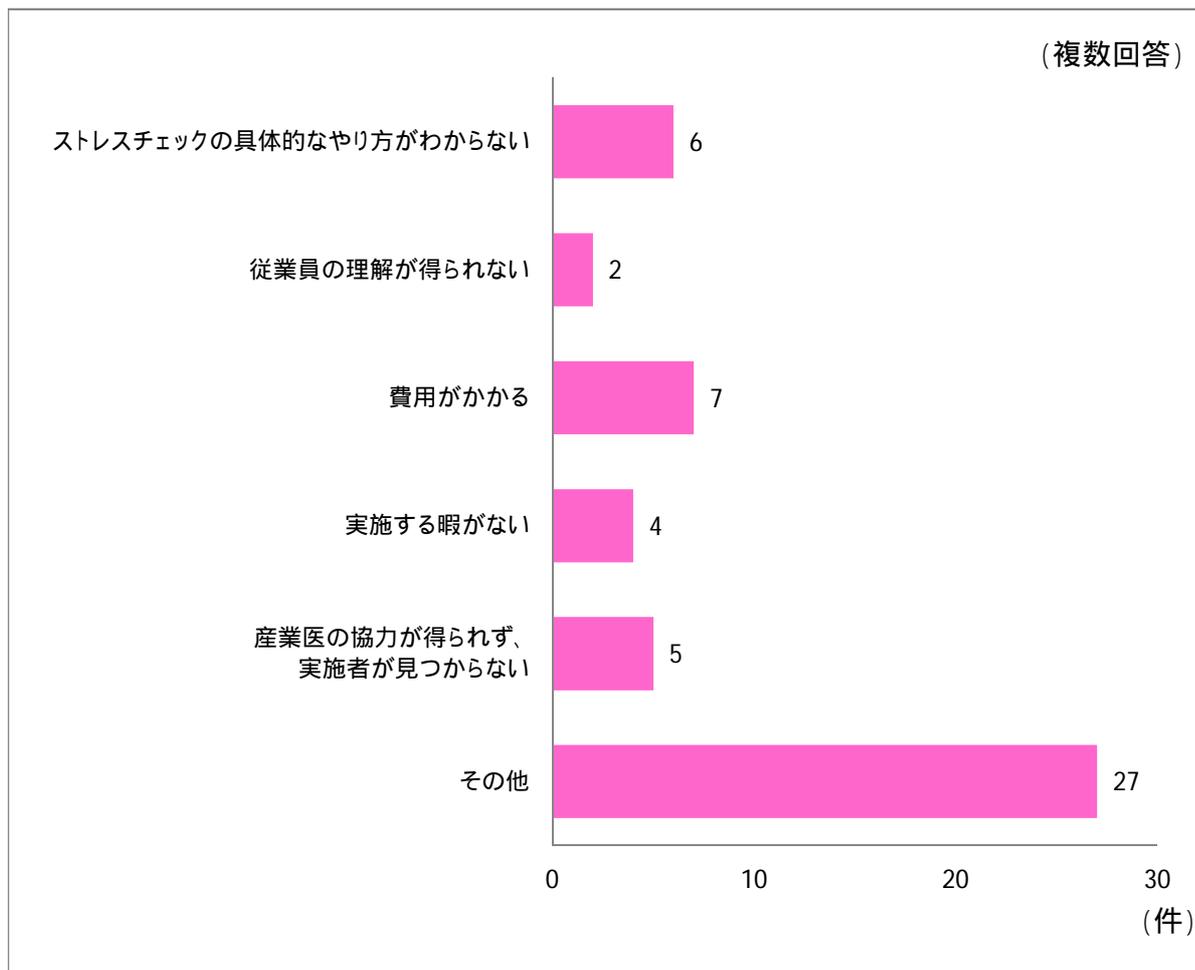


グラフ2



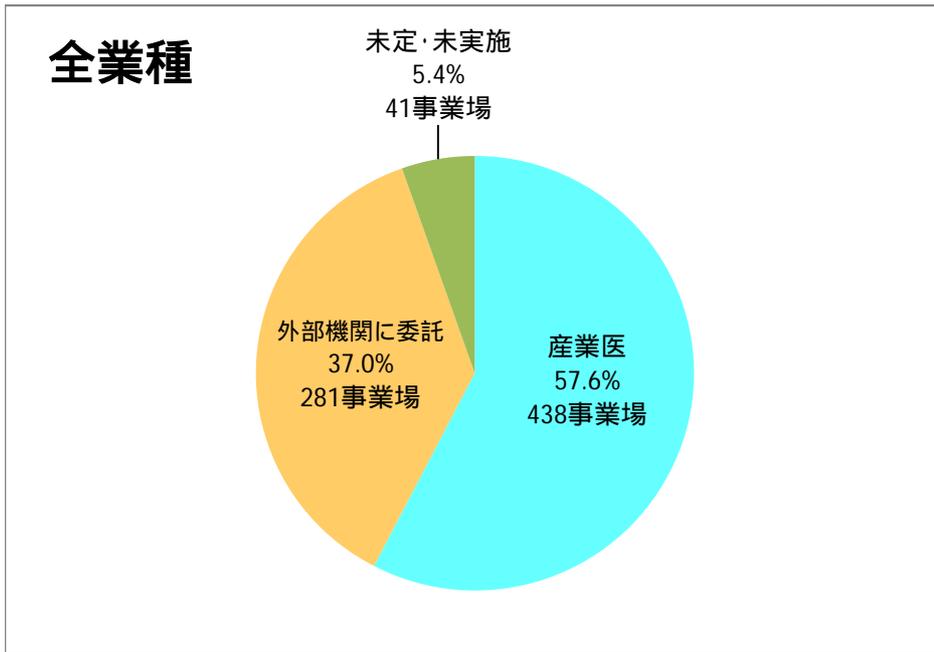
2. 実施予定がない場合の理由

グラフ3



3. ストレスチェックの実施者について

グラフ4



グラフ5

